

主催：東京都臨床工学技士会

「水質管理責任者」指定講習

透析施設対象 東京都下水道局指定講習

東京23区では、下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある事業場に対し、水質管理責任者を選任して届出を行うように義務付けられています（東京都下水道条例第7条の16）。水質管理責任者とは、事業場などから排出される下水を、法令で定める排除基準に適合させるために必要な仕事をする者をいいます。透析施設から排出される下水は排除基準に適合しないおそれがあるため、水質管理責任者の選任が必要です。

水質管理責任者となるためには、東京都下水道局が定めた資格（※）を取得するか、東京都下水道局が主催する水質管理責任者資格講習を修了する必要がありますが、この度、東京都臨床工学技士会が主体となり、透析施設に特化した講習を執り行う事となりました。当講習を受講し修了試験に合格すると、東京都下水道局より修了証が交付され、水質管理責任者としての選任が可能となります。東京23区内の透析施設においては、交付後速やかに水質管理責任者を選任し、東京都下水道局へ届け出てください。

※国の水質関係公害防止管理者または東京都公害防止管理者

開催概要

- 講習：2021年5月24日～2021年6月12日（オンデマンド配信）
- 試験：2021年6月20日 14：00～14：40（WEB）
※試験前に説明・本人確認がございます
- 費用：1,000円（会員） 2,000円（非会員）
- 対象：透析関連施設の職員
- 準備：カメラ付き通信機器（パソコン、タブレット、スマートフォン）

講習プログラム（予定）

- | | | | |
|--------|-------------------|---|---------------------|
| 1. 50分 | 排水処理の必要性 | } | 東京都下水道局 |
| 2. 30分 | 水質管理責任者の仕事 | | |
| 3. 60分 | 排水処理施設の維持管理 | | |
| 4. 25分 | 透析排水の適正管理 | | 峰島 三千男 先生（日本透析医学会） |
| 5. 15分 | 透析排水管理（中和装置）のポイント | | 内野 順司 先生（日本臨床工学技士会） |



一般社団法人

東京都臨床工学技士会

Tokyo Association of Clinical Engineering Technologists

お申込・講習・試験について

申込

東京都臨床工学技士会HPより申込
URL：<https://tokyo-ce.jp/>
※QRコードからもアクセスできます。



講義

オンデマンド配信
期間内に全ての講義を受講された方（視聴履歴から判断）のみ受験資格が得られます。

試験

リアルタイムオンライン開催（20問/40分）
60%以上の正答で合格となります。
※カメラによる本人確認が必須

修了証

合格者には東京都下水道局より修了証が発行されます。交付は東京都臨床工学技士会を通しておこないます。

〒100-8303 東京都千代田区千代田1-3-1
担当：安部貴之（東京女子医科大学 臨床工学部）
E-mail：hemod@tokyo-ce.jp

【注意事項】

- ✓ 詳細は入金確認後、メールにてご案内させていただきます。
- ✓ 講習はオンデマンド動画配信です。試験はWEBで実施致します。インターネット回線および通信機器（パソコン、タブレット等）をご準備下さい。
- ✓ 試験においては、本人確認のためカメラ画像での確認をさせていただきます。
- ✓ 講習・試験おけるパソコン等のトラブル、通信機器のトラブルや通信障害については責任を負いかねますので、ご了承下さい。

感染予防としてWEBによる講習と試験を実施させていただきます。
透析施設の皆様には本指定講習の受講をお願い申し上げます。

学術委員会 代謝専門部会

お問合せ

担当：安部 貴之（東京女子医科大学）

E-mail：hemod@tokyo-ce.jp



一般社団法人

東京都臨床工学技士会

Tokyo Association of Clinical Engineering Technologists